

編集規定

1. 本誌の名称は「不安症研究」とする。
2. 本誌は日本不安症学会の機関誌であり、1年1巻とし、当分の間1回から2回に分けて発行する。
3. 本誌に使用する言語は、原則として日本語または英語とする
(ただし、英文で投稿する場合には、編集委員会事務局に事前に連絡すること)
4. 本誌は不安症に関する未公刊論文の発表にあてる。
5. 本誌は日本不安症学会の会員希望者に無料で配布される。
6. 本誌に掲載された論文は、オンラインジャーナルとして電子化し、公開する。

7. 本誌への投稿論文は、原著、総説、短報、資料、レター論文、症例報告の6つカテゴリーとする。
8. 原著論文は、単一例もしくは複数例を対象としたものも含めて、独創性のある実証的、または理論的な論文とする。
9. 総説論文は、重要な課題についての内外諸問題を広く検討し、独自の観点から総合的に概観する論文とする。
10. 短報論文は、オリジナリティの高い速報もしくは予報的な報告を目的とした論文とする。本欄に掲載された後に、同じ内容の原著は本誌では採択しない。
11. 資料論文は、内外諸研究の追試的検討、データベースの作成、装置や尺度の開発等資料として価値のある研究、新しい治療の試み、あるいは、分析方法の提案などを報告する論文とする。
12. レター論文は、日常の臨床・研究活動上に得られた発見、反省点、誤診しやすい盲点など、また本誌に掲載された論文に対する各種の意見（追加、討議、希望など）を書簡の形式で書いたものとする。
13. 症例報告論文は、医療、教育、福祉などの実践を通しての研究論文で、実践上の問題究明、解決をめざした論文とする。
14. 総説論文は、編集委員会から会員に執筆を依頼することができる。
15. 投稿論文の他に、依頼論文（特集論文、書評、学会報告など）を掲載することができる。依頼論文は、編集委員会から執筆を依頼するものであり、編集委員会の審査を省略することができる。
16. 本誌には、論文の他に、会務報告、その他理事会が必要と認めた内容を掲載できる。
17. 原稿に記述された内容は、一般的な臨床・研究に関する法令や倫理規定にしたがつていなければならない。特に症例報告等では個人のプライバシーに十分配慮したものでなければならない。
18. 原稿に、執筆者以外が著作権を保持する著作物の相当な部分（評価尺度全体など）の引用や翻訳が含まれる場合は、その著者および著作権者から許諾を得たことを示

す書類（電子メールも可）のコピーを添えて投稿するものとする。

19. 投稿論文の原稿は、「執筆要領」に準拠したものに限る。
20. 本誌の編集は、編集委員会の責任のもとに行われる。
21. 日本不安症学会機関誌編集のために編集委員会を置く。委員長は学会の理事をもつてあてる。
22. 編集委員は理事会の議を経て理事長が会員の中から委嘱する。
23. 編集委員会は会員の中から常任編集委員を選び、本誌のアドバイザリーエディターを指名し、理事会で委任する。アドバイザリーエディターは、査読等の編集作業に協力する。
24. 執筆者は投稿時に査読希望者を2~5名挙げる。また、査読依頼を避けたい者がいる場合には、3名まで挙げてよいものとする。
25. 本誌への投稿論文は編集委員会によって審査され、その掲載の可否が決定される。
26. 本誌に掲載される論文の印刷に要する費用は本学会の負担とする。ただし、印刷に関し特に費用を要するものについては、執筆者の負担とすることができます。
27. 筆頭執筆者には、学会誌を1部無料で贈呈する。
28. 本誌に掲載された論文の著作権（公衆送信権含む）は日本不安症学会に帰属し、無断での複製、転載を禁ずる。
29. 本誌の編集業務に関する諸連絡は、当分の間、下記宛とする。

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 332-6

パブリッシングセンター 株国際文献社内

日本不安症学会誌「不安症研究」編集事務局

(電話 03(6824)6393, FAX 03(5206)5332, E-mail:jsad-edit@bunken.co.jp)宛

30. 本規定の改廃は、編集委員会の議を経て決定し、理事会の承認を得るものとする。

平成30年11月26日改訂